

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 商標登録手続きに関する新規制について
- 3 2026年3月、4月に発出された主な法令情報（3月15日～4月14日）/
- 5 ご案内

Introduction

インドネシアでは近年、映画、音楽、ゲーム、ファッション、デザイン、飲食、地域産品などを含むクリエイティブエコノミーを成長分野として位置付け、その国内外での展開を後押しする動きが強まっています。2026年10月にはジャカルタで World Conference on Creative Economy (WCCE) 2026 の開催が予定されており、インドネシアはクリエイティブ産業に関する国際的な議論と連携の場を提供します。

そうした商品やサービスのブランド価値、コンテンツ、デザイン等の活用が事業上ますます重要となる中で、企業にとって、自社のブランド名やロゴを適切に保護することは、販売戦略や市場展開を支える重要な実務対応となり、商標登録の重要性は高まっています。

本ニュースレターでは2026年2月に施行された新行政規制と商標登録に関する手続きについてご紹介します。

また、2026年3月、4月に発出された最新法令の一部に関してもご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあがるテーマのご要望がございましたら、村瀬 yoshiyam@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

商標手続きに関する新規制

2026年2月23日、商標登録に関するインドネシア法務人権大臣令 2026年第5号（以後、「新規則」といいます）が施行され、商標出願に関する手続きや要件について変更されています。新規則は、商標および地理的表示に関する法律 2016年第20号（以下、「商標法」といいます）や2023年雇用創出法（オムニバス法）により改正された商標および地理的表示に関する法制度を具体化する実施規則として位置付けられており、特に商標出願に係る要件の明確化され、より効率的かつ予見可能性の高い制度運用を志向しています。本稿では、商標法における規制について概説した上で、新規則の概要および主要な改正点について整理し、従来規則との相違点を中心に概説します。

1. 商標に関する要件

商標権の保護の客体である「商標」とは、図形、名称、語、文字、数字、色の構成、二次元または三次元の図形、音、ホログラムもしくはこれらの構成要素の組み合わせから成る標識であって、識別力を有し、かつ商品またはサービスの取引に使用されるものと定義されています（商標法第1、2条）。

また、商標法 20 条において、登録不能事由、21 条において拒絶事由が規定されており、以下に該当する商標は登録することができません（商標法第 20 条）。

- (a) 国家のイデオロギー、法律・規則、道徳、宗教、良俗または公の秩序に反する標章
- (b) 出願する商品および／または役務の名称と同一もしくは説明に過ぎない標章、これらに類似または関係する標章
- (c) 出願する商品/役務の出所、品質、タイプ、サイズ、意図された使用方法を誤認させる要素を含んでいる標章、または商品/役務に類似する保護された植物新品種の名称を構成する標章
- (d) 出願商品/役務の品質、効能と一致しない説明を含む標章
- (e) 識別性を有する特徴がない標章
- (f) 一般名称、公共のサインとなっている標章

また、以下に該当する商標は拒絶されます（商標法第 21 条）。

- (a) 第三者の商標権が登録済み、または出願中である標章に同一または類似の標章
- (b) 一般的に広く知られ、強い識別力・評判を獲得している商標に同一または類似の標章
- (c) 一般的に広く知られ、強い識別力・評判を獲得している商標に非類似の商品/役務であったとしても、一定の要件を満たす場合
- (d) 登録された地理的表示と同一の標章
- (e) 周知な人物の名前、略称、写真または第三者の保有する法人の名称と同一または類似の標章
- (f) 国家、国内のまたは国際的な期間の名称、略称、旗、象徴、エムブレムと同一または類似の標章
- (g) 国家、政府機関の公式のサイン、印象または印紙に同一または類似の標章
- (h) 悪意ある出願人によって出願された商標

2. 出願手続き

商標出願は、願書、商標見本、宣誓書等を添えてインドネシア語で行われる必要があり、電子出願および、1 つの出願で複数分類への出願も可能です（商標法第 4、6 条）。この点新規則では、要件がより明確化されており、出願人の氏名または名称、住所、商標の表示、商品または役務の区分および内容といった基本情報に加え、出願人の属性に応じた補足書類である、a) 国民身分証明書(KTP、パスポート)、b) 一時滞在許可証(KITAS)、c) 永久滞在許可証(KITAP)、児童身分証明書(KIA)の提出が必要とされています（新規則第 4 条）。また、法人の出願人の場合には、取締役の場合には身分証明書（パスポートのスキャンの写しなど）や、会社の定款が求められることが新たに規定されました。外国人による出願の場合は、インドネシアの代理人を通じて出願することが義務付けられており（商標法第 5 条）、その他、パリ条約に基づく優先権主張に基づく出願を、第一国出願の出願日から 6 カ月以内に出願することが認められています（商標法第 9 条）。優先権を主張する場合には、優先権証明書の提出が求められるとともに、当該証明書には宣誓翻訳者によるインドネシア語訳を添付する必要があることが新規則において新たに規定されています（新規則第 4 条）。

商標出願時、方式審査（pemeriksaan formalitas）により、願書および商標見本の提出、手数料の支払い等の要件を充たすと、出願日が認定されます（商標法第 13 条）。出願が認定されると、インドネシア知的財産総局（DJKI）が発行する商標広報により、出願日から 15 日以内に公告が行われます。商標広報は、印刷物の他、電子的にも公開され（商標法第 14 条）、出願公告から 2 カ月の間、公告された商標出願に対して、何人も異議申し立てができ（商標法第 16 条）、商標異議が為された場合には、異議が受理された日から 14 日以内に出願人またはその代理人に異議申立書が発送されます（商標法第 16 条）。出願人は、異議申立書の発送日から 2 カ月の間、異議答弁書を提出でき（商標法第 17 条）、異議申立および異議答弁書は、実体審査（pemeriksaan substantif）において審理されます（商標法第 23 条）。

3. 審査

審査は、方式審査、実体審査に分けて行われ、方式審査後、実体審査の前に商標出願が出願公告され、権利付与前の意義申し立てが認められています（商標法第 14、16 条）。誰からも異議申し立てがなされない場合には、公告の満了日（公告日から 2 カ月）から、異議申し立てがなされた場合には異議答弁書の提出期限

(異議申立書の出願人への発送日から 2 ヶ月以内) からそれぞれ 30 日以内に実体審査が開始され、その開始から 150 日以内に完了します(商標法第 23 条)。

実体審査において、商標出願の標章が登録されるべきと判断された場合には、当該商標は商標登録され、出願人または代理人に通知され、登録書が発行され、登録された内容について、再度、公告される流れです(商標法第 24 条)。審査官が、商標出願を拒絶すべきものと判断した場合には、出願人または代理人に対して、書面で拒絶理由が通知される(商標法第 24 条)、拒絶理由が通知された場合、出願人は拒絶理由通知の発送日から 30 日以内に意見書を提出することができます(商標法第 24 条)。審査官は出願人により提出された意見書の内容が相当と判断した場合には、商標を登録し、相当でないとは判断した場合には出願を拒絶します(商標法第 24 条)。

4. 拒絶査定不服審判

商標出願が拒絶された場合には、出願人は、拒絶査定の発送日から 90 日以内に拒絶査定不服審判を請求できます(商標法第 28 条)。商標審判委員会は、拒絶査定不服審判の受理日から 3 ヶ月以内に当該審判について決定を行い(商標法第 30 条)、審判が認められた場合には、商標が登録されます(商標法第 30 条)。一方、審判が認められない場合には、決定の送達から 3 ヶ月以内に、商務裁判所に対して、商標審判委員会の決定の取り消しを求める訴訟を提起することができます(商標法第 30 条) 商務裁判所は、訴訟が受理されてから 90 日以内に判決しなければなりません(商標法第 85 条)。また、商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所に上訴することができます。(商標法第 30 条)、

5. 効力および存続期間

商標権者は、商標登録された標章につき、その存続期間、独占的に使用し、またはライセンスする権利を有します(商標法第 1 条)。この独占的使用権は、商標権侵害行為に対する差止め請求および損害賠償請求によって効力を発揮します(商標法第 83 条)。

登録された商標権は、10 年間有効であり(商標法第 35 条)、10 年間毎に更新できます(商標法第 35 条)。更新申請は、存続期間満了日の 6 カ月前から書面または電子的に行うことができ(35 条)、また存続期間満了後であっても 6 カ月以内であれば更新料およびこれと同額の罰金を支払うことにより更新できます(35 条)。

更新にあたっては、商標登録に係る標章が登録された商品/役務において使用されており、当該商品/役務が販売または提供されていることを宣誓する宣誓書を提出することが必要です(同 36 条)。ただし、更新される標章が、会社または法人のロゴ、エンブレムである場合には、当該登録商標につき紛争がおきていなければ、上記宣誓書の提出を要せず、存続期間の満了の 6 カ月前から更新料を支払うことにより更新できます(同 38 条)。

6. 新規則の概要

前述のとおり、新規則は、商標登録制度の基本的枠組みを変更するものではなく、主として商標出願に関する提出書類および手続要件を明確化するものです。商標の登録不能事由、拒絶事由、異議申立、実体審査、拒絶査定不服審判、商標権の存続期間等については、引き続き商標法に基づき運用されます。

また、施行前に提出された商標出願については従前の規則に基づき処理される一方、施行後の出願については新規則が適用されます。したがって、今後の新規出願にあたっては、新規則に基づく要件を前提として実務対応を行う必要があります。

2026 年 3 月～4 月に発出された主な法令情報(3 月 15 日～4 月 14 日)/ Major updates on Legislations in March ~ April 2026 (March to April)

Official Extraordinary Gazette Notification, other Circulars and Court decisions

Issue Date	Title	Issuing Ministry
16-Mar	Provision of Regional Loans in the Context of the Implementation of National Fiscal Policy Sourced from Bank Financial Institutions or Non-Bank Financial Institutions 銀行系金融機関または非銀行系金融機関を財源とする、国家財政政策の実施に係る地方借入の供与	Ministry of Finance
16-Mar	Revocation of the Regulation of the Minister of Manpower in the Field of Placement and Protection of Indonesian Migrant Workers 貿易分野における統合的学習システムを通じた能力開発に関する規則 商業大臣規則 2026 年第 4 号	Minister of Trade
26-Mar	Regulation of the Minister of Trade of the Republic of Indonesia Number 5 of 2026 concerning the Fourth Amendment to Regulation of the Minister of Trade Number 23 of 2023 on Export Policies and Regulations 商業大臣規則第 23 号 (2023 年) 「輸出に関する政策および規制」に対する第 4 次改正に関する商業大臣規則 2026 年第 5 号	Minister of Trade
26-Mar	Regulation of the Minister of Industry of the Republic of Indonesia No. 6 of 2026 on the Implementation of the Indonesian National Qualifications Framework in the Electronics Equipment Industry Sector 電子機器産業分野におけるインドネシア国家資格枠組みの適用に関する工業大臣規則 2026 年第 6 号	Ministry of Industry
26-Mar	Regulation of the Minister of Trade of the Republic of Indonesia No. 6 of 2026 on the Fourth Amendment to Regulation of the Minister of Trade No. 22 of 2023 on Goods Prohibited from Export 輸出禁止品目に関する 2023 年第 22 号貿易大臣規則の第四次改正に関する貿易大臣規則 2026 年第 6 号	Ministry of Trade
27-March	Regulation of the Minister of Finance of the Republic of Indonesia No. 19 of 2026 on the Second Amendment to Regulation of the Minister of Finance No. 68/PMK.02/2016 on Procedures for the Provision, Disbursement, and Accountability of Fertilizer Subsidy Funds 肥料補助金の供給、支出および説明責任に関する 2016 年第 68 号財務大臣規則 (PMK.02) の第二次改正に関する財務大臣規則 2026 年第 19 号	Ministry of Finance
30-March	Regulation of the Minister of Cooperatives of the Republic of Indonesia No. 2 of 2026 on the Implementation of the Government Internal Control System within the Ministry of Cooperatives 協同組合省における政府内部統制制度の実施に関する同組合大臣規則 2026 年第 2 号	Minister of Cooperatives
01-April	Regulation of the Witness and Victim Protection Agency of the Republic of Indonesia No. 2 of 2026 on Public Information Services within the Witness and Victim Protection Agency 証人・被害者保護機関における公共情報サービスの提供について証人・被害者保護機関規則 2026 年第 2 号	Witness and Victim Protection Agency
01-April	Regulation of the Minister of Finance of the Republic of Indonesia No. 14 of 2026 on the Imposition of Anti-Dumping Import Duties on Imports of Biaxially Oriented Polyethylene Terephthalate originating from India, the People's Republic of China, and Thailand	Ministry of Finance

	インド、中華人民共和国およびタイを原産地とする二軸延伸ポリエチレンテレフタレート（BOPET）製品の輸入に対するアンチダンピング関税の賦課に関する財務大臣規則 2026 年第 14 号	
01-April	Regulation of the Minister of Finance of the Republic of Indonesia No. 15 of 2026 on Procedures for the Disbursement of General Allocation Funds/Revenue Sharing Funds or Village Funds in the Context of Accelerating the Physical Development of Outlets, Warehousing, and Facilities of “Merah Putih” Village/Sub-district Cooperatives 「メラ・プティ」村／区協同組合の店舗、倉庫および関連施設の物理的整備の加速に係る一般配分基金／歳入分配基金または村落基金の支出手続に関する財務大臣規則 2026 年第 15 号	Ministry of Finance
08-April	Decree of the Minister of Finance of the Republic of Indonesia No. 15/MK/EF.2/2026 on Exchange Rates as the Basis for the Settlement of Import Duties, Value Added Tax on Goods and Services and Luxury Goods Sales Tax, Export Duties, and Income Tax Applicable for the Period from 8 April 2026 to 14 April 2026 輸入関税、付加価値税および奢侈品販売税、輸出関税ならびに所得税の納付に適用される為替レートに関する財務大臣決定第 15/MK/EF.2/2026 号	Ministry of Finance

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

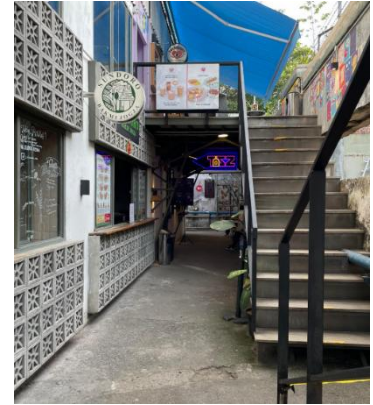
- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 現地法人、駐在員事務所を設立したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

最近のインドネシアでは、映画、音楽、ゲーム、ファッション、飲食など、クリエイティブな分野に触れる場面が少しずつ増えてきたように感じます。街中でも、ローカルブランドのカフェや個性的なデザインの商品、若い世代を中心に知られているお店などを目にするがあります。

ジャカルタでは、Sarinah、M Bloc Space、Pos Bloc など、日本人にとっても少し立ち寄ってみたいくなるような場所があり、買い物や食事をしながら、今のインドネシアの雰囲気を身近に感じることができます。



↑ Pos Bloc

本稿は、2026年5月18日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal
Sudirman No.Kav. 3,
Email: info@tnygroup.biz/ Phone: 081398848290
URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



Facebook



LinkedIn